

令和4年9月6日から
令和4年9月7日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和4年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第1号（9月6日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	8
厚生文教委員会所管事務調査報告	9
一般質問	10
深見 迪 君	10
黒沼俊幸君	17
鴻池智子君	21
渡邊定之君	24
選挙第1号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について	29
報告第9号 専決処分した事件の承認について	30
議案第48号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	32
議案第49号 財産の取得について	35
議案第50号 工事請負契約の締結について	37
議案第51号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について	38
議案第52号 標茶町公民館条例等の一部を改正する条例の制定について	45
議案第53号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	49
議案第54号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	50
延会の宣告	54

第2号（9月7日）

開議の宣告	59
議案第55号 令和4年度標茶町一般会計補正予算	59
議案第56号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	59
議案第57号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	59
議案第58号 令和4年度標茶町病院事業会計補正予算	59
認定第1号 令和3年度標茶町一般会計決算認定について	66

認定第 2 号	令和 3 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	66
認定第 3 号	令和 3 年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	66
認定第 4 号	令和 3 年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	66
認定第 5 号	令和 3 年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	66
認定第 6 号	令和 3 年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について	66
認定第 7 号	令和 3 年度標茶町病院事業会計決算認定について	66
認定第 8 号	令和 3 年度標茶町上水道事業会計決算認定について	66
議案第 59 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	66
議員提案第 2 号	標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について	67
意見書案第 6 号	急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書	68
意見書案第 7 号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	69
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）		69
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）		69
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）		69
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）		69
議員派遣について		70
日程の追加		70
議案第 55 号	令和 4 年度標茶町一般会計補正予算	70
議案第 56 号	令和 4 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	70
議案第 57 号	令和 4 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	70
議案第 58 号	令和 4 年度標茶町病院事業会計補正予算	70
	（議案第 55 号・議案第 56 号・議案第 57 号・議案第 58 号審査特別委員会報告）	
閉議の宣告		71
閉会の宣告		71

令和4年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 選挙第 1 号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について
- 第 8 報告第 9 号 専決処分した事件の承認について
- 第 9 議案第48号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第10 議案第49号 財産の取得について
- 第11 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第51号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第52号 標茶町公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第53号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第54号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（11名）

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1 番 渡 邊 定 之 君 | 3 番 長 尾 式 宮 君 |
| 4 番 松 下 哲 也 君 | 5 番 熊 谷 善 行 君 |
| 6 番 鈴 木 裕 美 君（遅参午後1時57分） | 8 番 深 見 迪 君 |
| 9 番 本 多 耕 平 君 | 10 番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11 番 鴻 池 智 子 君 | 12 番 後 藤 勲 君 |
| 13 番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 口 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	村 山 尚 君
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
やすらぎ園長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼 中 央 公 民 館 長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和4年標茶町議会第3回定例会を開会します。
ただいまの出席議員10名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
11番・鴻池君、 1番・渡邊君、 3番・長尾君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月7日までの2日間といたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、9月7日までの2日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

○町長(佐藤口彦君) (登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと思います。

なお、次の点について補足いたします。

1点目は、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたので、ご報告いたします。

令和3年第6回臨時会において議決をいただき、工事を進めております「標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修建築主体工事」及び「標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修機械設備工事」に

ついて、第2回設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

「標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修建築主体工事」の設計変更につきましては、第1回設計変更契約額5億5,304万7,000円から148万5,000円を増額し、5億5,453万2,000円に変更したものです。

理由としましては、躯体補修工事・取り壊し発生材運搬・産業廃棄物処理費の概数確定により、契約金額が増額となったものです。

「標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修機械設備工事」の設計変更につきましては、第1回設計変更契約額3億6,668万5,000円から217万8,000円を増額し、3億6,886万3,000円に変更したものです。

理由としましては、新しい温泉井戸の泉温が48.1度という高い温度であるため、閉栓予定としていた既存雑用井戸の井水を利用した熱交換制御システムを導入し、加水することなく湯張温度を調整することで「源泉かけ流し」を実現するための増額と、当初閉栓予定としていた既存雑用井戸を熱交換器に冷却用として利用することから閉栓工事を実施しないこと、試運転調整を経費節減のため営業開始前に延期したこと、産業廃棄物処理運搬工の概数の確定による減額であり、設計書類精査の結果、契約金額が増額となったものであります。

2点目は、「新型コロナウイルス感染症の対応について」であります。町内の感染者状況及び各施設における対応についてご報告いたします。

北海道では8月31日までを「夏の感染拡大防止パッケージ」として、感染拡大防止対策の集中的な取り組みを展開しておりましたが、依然、減少を見通せない状況にあり、9月30日までを「医療のひっ迫と感染拡大を防ぐ取組」として、引き続き感染拡大防止対策を実施することとしております。

本町においても同様の取り組みを継続して実施しているところでありますが、感染状況は増加傾向となっており、7月～8月の釧路管内での感染者数は8,540名、町内では254名の感染者を確認しているところです。

町内各施設においても感染者が出ている状況にあり、これまでの各施設における対応についてご報告いたします。

初めに、やすらぎ園におけるこの間の対応と現状について、ご報告いたします。

7月20日に発生しました施設内感染につきましては、最終的に利用者5名、職員5名、計10名の陽性者を出すこととなり、約3週間の対策期間（ゾーニング業務）を経て、8月10日に対策期間を終了し、翌11日から通常業務に戻すことができました。

また、通常業務に戻って以降、8月15日～8月29日の期間で、新たに5名の職員が陽性判定を受けましたが、感染経路は5名とも別々で、勤務の状況等から利用者及び他の職員への影響はないものと判断できたため、施設内消毒を行い現在通常業務を継続しております。

次に、ひまわり保育園の状況について、ご報告いたします。

ひまわり保育園につきましては、8月26日に陽性者が3名確認され、結果として、園児11名、職員3名、計14名の陽性者が確認されたところでございます。このうち園児2名につきましては、同居の家族が既に陽性との判定を受けていた園児でございます。

陽性者が確認された8月26日には、在園児の保護者に対し退園を要請し、8月27日の休園を決定し、以後段階的に期間を延長し、結果として8月30日までの間、休園としたところでございます。

この間、施設内の消毒、保護者に対しては園児の体調確認の要請、職員には体調の状況を確認しながら、8月31日には職員の抗原検査を実施し、陰性を確認した上で、業務を再開したところでございます。

次に、町立病院の状況について、ご報告いたします。

町立病院におきましては、新型コロナウイルス感染症による院内集団感染事例が発生しました。8月25日から8月29日かけて、入院患者9名が陽性となり、患者全員が当院で治療対応中となっております。

また、病棟職員に関しましては、8月19日から8月30日にかけて、7名が陽性となる中、限られた職員で入院患者の対応に当たっているところであります。

北海道では、釧路総合振興局管内の医療機関において集団感染事例が確認されたとして、8月28日に公表となっているところであります。

入院患者の陽性者につきましては、感染者を隔離するゾーニングを行い、対応する看護師は専従化するほか、厳格な感染防止対策を行った上で看護を行っているところであります。

なお、病棟の職員が陽性者となり、人員が確保できない状況にありますことから、他の部署から人員を配置して対応することとしましたので、胃部検査、コロナ検査及び大腸検査を中止するなどの措置を講じて対応している状況にあります。

原則的には、最終陽性者の発症日の翌日から10日間経過した後、さらに7日間経過を見て感染拡大がなければ終息とすることとし、9月6日現在、感染対策強化期間につきましては、9月14日までとなる見込みです。

以上、各施設の状況についてご報告申し上げましたが、今後もこれまで取り組んできた基本的な感染防止対策を施設全体でより一層確実に実践しながら、施設内感染の再発防止に向け、職員一丸となって取り組みを進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は本年度の合宿誘致の結果についてご報告申し上げます。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による情報収集と良質な情報発信が毎年行われ、本町の夏の風物詩とも言えるべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致推進員を初め関係機関のご努力により、北海道栄高校駅伝部、ひがし北海道クレインズ、帯広三条高等学校スケート部が来町し、総勢55名の競技者が本町に集い、汗を流していただきました。

合宿団体につきましては、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積む一方で、住民との交流や地元児童生徒に対するスポーツ交流会を行うなど、所期の目的を達したところであります。

今後も本町の合宿地としての魅力が確実に定着し、より広められることができるよう合宿誘致推進員の活動を中心とする積極的な誘致を行い、充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

大変失礼しました。先ほど町立病院の病棟の職員が不足している中での対応の中で、他の部署から人員を配置して検討することとしている中で、現在、中止の措置をしている中で、胃部検査、次、「エコー検査」と言うところを「コロナ検査」と言ってしまったみたいですので、訂正しておわび申し上げます。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和4年第3回定例町議会に当たり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下3点について補足し、ご報告申し上げます。

初めに、児童生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としましては、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

6月に実施しました、今年度第1回目の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までに、いやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で16%（52名）、中学生では約2%（4名）でした。

また、「どんなことをされましたか」の問いに対しては、「冷やかしかからかい、悪口」が小・中学校ともに最も多い状況です。

「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約9%（26名）、中学生が約12%（22名）となっており、家族や教師、友人、相談窓口等、自分に合った相談方法で、困ったらいつでも相談できることを繰り返し周知してまいります。

「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の問いに対して、小学校で約90%、中学校で約94%の児童生徒が「そう思う」と回答しており、児童生徒のいじめ問題に対する正しい理解が深まっていますが、「そう思わない」「わからない」と回答した児童生徒について、いじめ問題への正しい認識を持たせる指導も大切と捉えています。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て指導の対象としており、積極的にいじめを認知し対応しています。また、調査結果を全家庭に配布し、家庭と情報を共有しております。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置づけ、児童生徒による主体的な活動を育てる取り組みを行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいります。

2点目は、スポーツ交流会等について、ご報告いたします。

7月18日から22日にかけて、初めて本町に合宿に来られたアイスホッケーチーム「ひがし北海道クレインズ」の選手の皆さんと町内の小・中学生が、スポーツに親しむ機会の充実と本町のスポーツの振興を目的にスポーツ交流会を開催しました。

交流会は、平日の7月20日午後4時から町内の小・中学生44名が参加し、ひがし北海道クレインズの選手、トレーナーなど19名から指導を受け、体幹トレーニングやリレー形式でのゲームなどを行い、本町の合宿誘致推進員、標茶町スポーツ推進委員の皆さんに運営のお手伝いをいただきながら、大いに交流を深めたところです。

交流会の最後には、ひがし北海道クレインズ様から参加者全員にチームのグッズ、中学生にはTシャツとマスク、小学生にはユニホームとマスクのプレゼントもあり、参加者にとって大変充実した交流会となりました。

また、7月21日には、標茶小学校と標茶中学校へそれぞれ選手2名が朝7時50分から児童生徒玄関前で挨拶運動を行い、交流を図ったところです。

このスポーツ交流会、挨拶運動は、ひがし北海道クレインズ様の御厚意により実現したものであり、深く感謝申し上げるとともに、今後のひがし北海道クレインズの皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、来年度以降も継続して本町で合宿されることをご期待申し上げる次第です。

3点目は、児童生徒が各種大会において、入賞等の好成績を収めましたので、ご報告いたします。

7月28日～29日に稚内市で開催された第50回北海道中学校柔道大会に、標茶中学校生徒が女子団体戦に出場し、準優勝の成績を収めました。また、個人戦では女子70キロ級に出場した標茶中学校3年矢島優芽さんが見事優勝し、全国大会出場を決めました。女子70キロ超級に出場した標茶中学校3年浦川雪菜さんが準優勝を収め、男子50キロ級に出場した標茶中学校2年吉田新さんが第3位と健闘しました。

8月22日～25日に福島県で開催された第53回全国中学校柔道大会、個人戦女子70キロ級に、標茶中学校3年矢島優芽さんが出場しましたが、残念ながら2回戦敗退となりました。

8月20日・21日に大阪市で開催された第62回空手道糸東会全国選手権大会に、小学4年男子の個人組手に中茶安別小学校4年長坂和都さん、小学5年女子の個人型に中茶安別小学校5年長坂茉利さんが出場しましたが、ともに1回戦敗退となりました。

今後の児童生徒のさらなる活躍を期待するものであります。

以上で今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対し、簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解願います。

なお、次の4点について補足をいたします。

まず1点目は、2番・類瀬君より、令和4年7月25日付で、7月31日をもって議員辞職願の提出があったので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、願いのとおり7月31日をもって2番・類瀬君の議員の辞職を許可したので、会議規則第97条第2項の規定により報告をいたします。

2点目は、閉会中に開かれた厚生文教委員会において、欠員となった副委員長の互選が行われ、その結果が届いておりますので報告をいたします。

厚生文教委員会副委員長には、6番・鈴木君が互選された旨の報告がありましたのでお知らせをいたします。

3点目は、議会運営委員の選任についてであります。

欠員となった議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、6番・鈴木君を指名いたしましたので報告をいたします。

4点目は、閉会中に開かれた議会運営委員会において、欠員となった副委員長の互選が行われ、その結果が届いておりますので報告をいたします。

議会運営委員会委員長には、11番・鴻池君が互選された旨の報告がありましたのでお知らせをいたします。

以上、4点について補足といたします。

失礼をいたしました。ただいま議会運営委員会の委員長と言ってしまったようなのですが、副委員長の間違いですので訂正をいたします。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松下君。

○総務経済委員会委員長（松下哲也君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査事項は「町有車両の現状と今後の更新計画等について」であります。

総務経済委員会所管事務調査報告書

調査日時は令和4年8月18日午前10時から標茶町役場議員室で行っております。調査事項、町有車両の現状と今後の更新計画等について。出席者は記載のとおりであります。

調査の経過及び内容、提示された資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な説明内容でありますけれども、行政財産である町有車両の効率的な管理を行うため、老朽化した車両の計画的更新による修繕費の平準化と燃費向上、適正配置による車両ごとの

使用率向上と業務に合わせた車種選定を行い、経費節減を図ることを目的として町有車両適正配置計画を作成しており、また、3年ごとに計画の見直しを行い、現状に合わせた変更を行っているということでもあります。

以下については、記載のとおりであります。

委員会の所見

標茶町行政改革実施計画に基づき策定された町有車両適正配置計画に沿って車両の適正な更新が実施されることを望みます。広大な面積を有する中で、限られた台数で維持管理をしていく難しさは理解をしております。今後は環境対策を考慮し、使用状況に応じてEV車の活用、導入を進めるべきと考えます。管理課所管以外の各部署管理の車両に関して、特に育成牧場において車両の維持管理と使用状況（オートバイ等）の台数について検証が必要と考えております。また、年間走行距離2万キロを超える人員輸送車両には、早期にドライブレコーダーを取りつけるべきと考えます。

以上、報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項は「町立病院経営の現状と今後の課題について」であります。

調査の内容や主な説明資料は既にお配りしてありますので、読んでいただければというふうに思います。

今回、調査事項として「町立病院経営の現状と今後の課題について」としたのは、標茶町がこれからつくる公立病院経営強化プラン、これは策定をしなければなりません。その概要について伺いたかったと。

それから北海道地域医療構想、これについても既に構想が出ていますので、これについて公立病院のこれからの経営に非常に大きな影響をもたらすものであるので、この2つを中心としてですね、調査を行いました。

主な質問は記載してあるとおりなので省略して、委員会の所見に入りたいと思います。

委員会の所見

常勤医師を初め病院職員の確保について、町理事者、町立病院の努力に今後とも期待したい。

厚労省の「長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等」、これは医療法なのですが、令和6年4月1日に向け段階的に施行されるのですけれども、医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、次の措置を講じる。

「勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成」など医師の働き方改革の指針により、一層医師の確保が緊急の課題となっている。

10対1の看護師体制もまた維持が難しい状況にある。13対1になれば、患者サービスが低下するとともに交付金も削減される。全町的な取り組みが必要である。

北海道地域医療構想の調整会議はコロナ禍により遅れているが、今後の動向を注視していきたい。同時に住民の意見、要望が反映される医療構想になるよう期待したい。

本町の公立病院経営強化プランの策定は、令和4年度、5年度に予定されているが、患者や町民の意見、要望が反映されるよう期待したい。

以上で報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） それでは、通告に従って質問したいと思います。

1点目は、給食費無料化の実施をということです。

北海道教育委員会は、「昨今の物価高騰を受け、学校給食に対する保護者への負担軽減に取り組む」としていますが、どのような内容ですか。

また、本町では、この北海道の取り組みに関して、どのように具体化されたのでしょうか。

釧路管内では、給食費負担軽減に対する積極的な取り組みが進められていますが、給食費無料化の管内市町村の状況について、どのような内容か、知り得る範囲でお知らせ願いたいと思います。

本町でも、北海道教育委員会の指導や管内の取り組みを参考にして、給食費を無料化してはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員の給食費無料化の実施をについてのお尋ねにお答えいたします。

初めに、学校給食は、学校給食法により「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」や「日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと」などの目標を達成するため、義務教育諸学校において、その児童または生徒に対し実施される給食であります。本町では、共同調理場を設置し、学校給食実施基準に基づき、町内全小中学校、さらには9月5日から標茶高等学校にも適切な学校給食の提供実施に努めているところです。

1点目の北海道教育委員会が「昨今の物価高騰を受け、学校給食に対する保護者への負担軽減に取り組む」としていることがどのような内容か、また、本町での北海道の取り組みに関してどのように具体化されたのかとのお尋ねですが、道教育委員会では、文部科学省から各教育委員会に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食等の保護者負担軽減に向けた取り組みを進めるよう要請があり、同一学校における夜間定時制高等学校の夜食給食費を初め、特別支援学校における学校給食費に関して国の財源が充当できる限りにおいて、保護者負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食の実施や、これまでどおりの地場産品を活用した学校給食の実施の取り組みを行っています。

また、本町においても、国の意向を踏まえ、北海道と同様にコロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に必要な予算について、さきの6月定例町議会に補正予算を提案、ご承認いただいたところであり、学校給食費を支援する取り組みを実施しているところです。

次に、2点目の釧路管内の給食費無料化の市町村状況について、どのような内容かとお尋ねですが、弟子屈町では町内の小中学生を対象、白糖町、鶴居村、厚岸町、浜中町では町内保育園児及び小中学生を対象とし、浜中町ではさらに霧多布高校に通学する町内の高校生も無料化を実施しております。また、釧路町では、無料化ではありませんが、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減支援として、本年4月から来年3月までの期間の町内小中学生の給食費を徴収しないという取り組みを実施している状況でありますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の給食費無料化の実施をとのお尋ねの3点目で、本町でも北海道教育委員会の指導や管内の取り組みを参考にして、給食費を無料化にしてはどうかについてですが、先ほど教育長が給食費無料化の釧路管内市町村の状況について答弁のとおり、釧路管内では、現在、釧路市、釧路町、本町が無料化されていない状況でございますが、給食費の無料化については、保護者の費用負担軽減や実施側の徴収事務の負担軽減などのメリットがある一方で、受益者から行政に負担が置きかわるわけですから、当然、財源等の財政面の課題が発生します。とはいえ、既に管内では過半の自治体の実施して

いることを踏まえると、子育て世代に選んでもらえる自治体になるために、前向きに検討すべき課題と認識しているところでありますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 道教委のを読んだのですけれども、「学校の設置者として保護者の負担軽減に配慮した取り組みが行われているものと認識しているが、昨今の物価高騰を受け、各市町村に対しては、当該交付金を活用した取り組みを検討するよう各市町村の積極的な検討を促しているところである」と。これは既に実施されているのでいいと思うのですが、「引き続き、市町村の実態に応じて適切な対応が行われるよう、必要な情報提供を行いながら指導助言に努めてまいります」というふうに言っているわけですが、本来、義務教育でもありますので、道や国がこのことについて財源を含めて責任を持つべきだというふうに思うのですけれども、今の町長のご答弁の中では、学校に通わせている子供たちの保護者の負担軽減、これはすごく大きいけれども、しかし同時にこれを町独自の税金を使って行うということは町民の理解も必要だし、そっちのほうにも負担が生じるということがあるという、そういう関連がありました。私は、今、前向きに検討すべきと考えているというご答弁をいただきましたけれども、あわせて国や道に対しても、これはカリキュラムに入っているわけですから、もっと学校給食に対する要望、財源的な裏打ちといいますか、これをぜひ町としても一方ではすべきではないかなというふうに、同時に進めていくというふうに考えるのですけれども、どうでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

財源につきましては、当然今回についてはコロナ対策の交付金を有効に活用しながらということで、ただ、その活用については、それぞれの自治体の状況に応じて、釧路町のように今回4月から来年の3月まで特別無料にするという措置もとったところがありますが、本町におきましては、特に牛乳の消費拡大ということがテーマとしてありましたので、商品券という形で全世帯ではなく、さらに町民お一人お一人に商品券という形で自由度、使い方自由に使えるような形で、それぞれの困り状況によって対応していただくということで判断させていただきました。

今、議員からあった国等に対しては、引き続き義務教育の部分についての無償化については、以前から全国的な話の中で要請もしているところでありますので、これについてもやっていきたいと思いますが、ただ、現実的な問題としては、それぞれの自治体が自主財源を確保しながら対応しているというのが現状であります。私は、前向きに検討しているということで書かせていただきましたが、私、今、立場的に次の町長選に向けて公約も公表していますが、その中で小中学校の給食費については、無料化にしたいということを公約にのせさせていただいています。その財源につきましては、私が町長になってから始めたふるさと納税について堅実に伸びてきていますし、これからの伸び代も十分あるということで、担当を含めて財源確保に最大限努力するよう指示をしているところでありますので、その状況を踏ま

えながら子育てにも十分活用していきたい、そういうことで最終的に判断していきたいということでそういう答弁をさせていただいたところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 微妙な時期に微妙な質問をして、大変申しわけないなというふうに思いました。

次の質問に入りたいと思います。

プラスチック資源循環促進法、これが改正というのですか、新たにまた出たのですが、これに基づく具体的な取り組みの強化を本町ではどのように行っているのかということです。

最近では、プラスチックによる海洋汚染が地球的規模で大きな問題となっています。食卓に上がる食品にも既にプラスチックが混入されていると聞いていますが、この問題について町長はどのようなご所見をお持ちでしょうか。

今年の4月に施行されたプラスチック資源循環促進法について、本町では新たな取り組みをしているでしょうか。

いわゆる3Rプラス1Rの取り組みを徹底すべきと考えますが、本町の実態はどうですか。本町では消費者のみならず、全町的な取り組みが必要と考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員のプラスチック資源循環促進法に基づく具体的な取り組み強化をとのお尋ねにお答えします。

1点目のプラスチックにおける海洋汚染問題についての町長の所見を聞くのご質問ですが、プラスチックは、その有用性から幅広い製品や容器包装に利用される現代社会に不可欠な素材であり、生産量は世界的にも増大している状況にあると認識しております。また、それにより海洋プラスチックごみの量も増大し、生態系を含めた海洋環境の悪化や漁業、観光への影響などさまざまな問題を引き起こしており、世界全体の課題として対処する必要があると認識しております。

2点目のプラスチック資源循環促進法について、本町では新たな取り組みをしているかのご質問ですが、本町のプラスチック類ごみの回収については、現在ペットボトルとプラスチック製容器包装に分別して資源ごみとして回収しております。それらについては、クリーンセンターにおいて、さらに汚れのないものを分別し、再商品化委託契約をした受け入れ事業者へ排出しており、プラスチック資源循環促進法に基づく取り組みを実施しておりますが、硬質プラスチックについては再商品化できる受け入れ事業者の情報がなく、現在のところ燃えるごみとして処分しております。硬質プラスチックの処理については、管内等の情報収集に努め、法に基づく資源循環の促進が図られる取り組みを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の3Rプラス1Rの取り組みを徹底すべきと考えるが、本町の実態はどうかのご質問ですが、本町の取り組みにつきましては、町広報紙や町ホームページにより、ごみの減

量化、ごみ分別の徹底について周知をしており、また、町民の皆さんにもご協力をいただいているところであります。今後、硬質プラスチックの再商品化の体制が整いましたら、さらに町民の皆さんに分別方法をお知らせしたいと考えますし、現状のごみ分別方法につきましても、機会あるごとに丁寧に説明し、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

4点目の本町では消費者のみならず、全町的な取り組みが必要と考えるがどうかのご質問ですが、先ほどより申し上げておりますとおり、町民の皆様にはごみの減量化、分別のお願いをすることとなりますが、町といたしても、よりリサイクル率の高い再商品化ができる受け入れ事業者の発掘、連携に努め、世界共通の目標とされている持続可能な組織目標、SDGsの理念に基づいた資源循環型の社会実現を目指した取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 言うまでもないことなのですが、地球温暖化とあわせてプラスチック製品、これをどうするかというのは、もう待ったなしの課題になってきていると思うのです。3Rというのは、言うまでもなく、リデュース、ごみになるものを減らす、リユース、再利用する、リサイクル、再び資源として利用する。プラス1R、これはリニューアブル、再生可能な資源にかえる。ここまで来ると、例えば消費者や業者にも、やっぱり町としては戦略的なというか、方針を持たなければならないのではないかなというふうに思います。

少し話は外れますけれども、カナダでは、深刻なこのプラスチックの被害、地球規模の被害ということを背景にして、今年の末までに使い捨てプラスチックの製造と輸入を禁止するという法律をつくったのですね。政府は企業に対して、既存の在庫を使い切るまでの猶予期限、これは設けなければならないですが、これを設けて、その後、対象となるプラスチック製品の販売禁止は2023年12月からとなると。また、世界のプラスチック汚染を防ぐために、2025年までに輸出を禁止するという方針をつくりました。あわせて、イギリスでは、4月1日よりプラスチック税を開始し、再生プラ使用を奨励すると。フランスでは、野菜、果物のプラスチックの包装禁止がスタートする。というようなところまで思いをはせていかないと、本当に地球規模の問題と今はなっているわけですから、最後の1R、再生可能な資源にかえる、例えばコップも紙コップにするとか、ストローもプラスチック製からかえていく。これ、日本の中でもやっているところたくさんありますよね。ということについても、新たなプラスチックの資源循環等の取り組みについて、町としても、ごみの処理について考えて、新たな方針というか、具体的な町民向け、業者向けの方針を考えていかなければならないのではないかなというふうに思うのですが、その辺のご所見をちょっと伺いたいなというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員ご指摘いただいた部分、私どもの理解としては、今回テーマとなっておりますプラスチック資源循環法の関係なのですが、もともとは容器包装リサイクル法で、まず

プラスチック類のリサイクルが図られていた。そこから世界的な動向を踏まえて、さらに一歩進んで国として今回新たな法律がつくられ、そして消費者であったりとか、事業者であったりとか、自治体、行政の部分、それぞれ各階層ごとに役割を果たしていくということが定義づけられたというふうに理解しております。

その中で、自治体が持っている責務としては、町民から排出されたプラスチック類、それについて再循環率を高める取り組みをする、再商品化を高める取り組みをする、適正な処理をする、そういったことが規定されているというふうに理解しております。

そういう意味では、今、議員からご指摘のあった事業者等への働きかけ、それについては既に法のほうで規定されていて、それぞれ事業者あるいは業界団体等がそれに反応して取り組んできているというふうに理解しております。ご指摘のありました既に取り組まれている部分については、ファストフード業界等でプラスチックを紙類にかえたりとか、ストローを紙にかえたりとか、既にされているところであります。

町内でどうするかというところで、町としてどういうふうに考えているか所見をというご質問でございましたけれども、それについては、まず実際のところ、いざ取り組もうとするときに、事業者においては新たな経費負担等々が発生することもありますので、町としては、法の問題、思想の普及を図りつつ機運の醸成に努めてまいりたい、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これについても、私たちのできることというのは非常に限られていると思うのです。町も限られた範囲での努力しかできないのだと思うのですけれども、さっき諸外国の例をちらっと述べましたけれども、世界はやっぱりそういう方向で向かっている。ドイツの国は、もっとずっと前からごみになるようなものは製造させないという法律までつくっているのですよね。こうなると、今度、国の姿勢にかかわることですので、質問しても仕方がないなと。ただ、思いを同じくしたいなという気持ちで今回この点を質問しました。町民も業者も全体で、これに目を向けて努力していくということで、ぜひお互いに力を合わせて努力していきたいなというふうに思います。

それで、次の質問に入ります。

3番目の質問は、高齢者への補聴器購入助成制度の導入、これをぜひ実現してほしいということです。

本町の高齢者人口は、本年7月現在2,580人で、これは全人口の36.65%になっています。全体の人口は減少する傾向にありますが、いわゆる高齢者人口は年々増加しています。これに比例して加齢性難聴者も年々増加していると思いますが、加齢性難聴者のおおよその状況を把握しているのでしょうか。日本補聴器工業会の調査では、加齢性難聴者は世界で3番目に多く、おおよそ11%を超えていると発表されています。この調査に基づくと、そのままスライドさせると、本町でも300人近い高齢者が加齢性難聴者であると考えますが、いかがでしょうか。

聴力が落ちたことを放置していると、周囲の人とのコミュニケーションに負担を感じる、

会話がかみ合わずにストレスや孤独感を感じ始める。さらに、さまざまな生活上の危険が生じることや、日常生活動作、いわゆるADLの低下により、自立した生活力が著しく低下していくことも明らかであると考えますが、どうですか。

その点では、補聴器の装用を始めることで、明るく楽しい、コミュニケーションの充実した本来の幸せな毎日を維持していくことが可能となると考えますが、町長の所見を伺います。

現在、我が国の加齢性難聴者の補聴器の普及は、諸外国に比べ極めて遅れています。欧米の30から40%の普及率に比べ、我が国では難聴者人口の14.4%と言われています。これは、諸外国に比べ我が国の補助体制が極めて不十分であることや、難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われてこなかったことなどが要因であると考えます。

諸外国を見ると、デンマーク、ノルウェー、イギリスでは100%補助があり、ドイツでは購入時に約10万円の補助、イタリアでは約7万円の補助がなされています。欧米では確立されている公的補助制度が、日本ではいまだに確立されていません。これについては、昨年、標茶町議会が「加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書」を可決し、国の関係機関に提出しました。高齢者の多くは年金生活者で、高額な補聴器を購入することは家計に与える影響が大きく、所有が簡単ではありません。

本町としても、国の施策をただ待つのではなく、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながることを鑑み、補聴器購入助成制度の導入をすべきではありませんか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の高齢者への補聴器購入助成制度の導入をのお尋ねにお答えいたします。

加齢性難聴につきましては、令和2年第1回定例会での一般質問にもお答えしておりますが、加齢に伴い、耳の中にある音を感知したり、増幅する細胞の減少や劣化によって発生すると言われております。

1点目の加齢性難聴のおおよその状況を把握しているか、本町でも300人近い高齢者が加齢性難聴であると考えがどうかのお尋ねにつきましては、令和2年度に第8期介護保険計画策定に向けたアンケート調査を実施し、その中で「ふだんの生活で人の声や音は普通に聞こえますか」との設問を設けたところではありますが、アンケートの対象者は介護保険の要支援1、2の認定者と一般高齢者合わせて552人に発送し、335人の方から回答をいただき、回収率といたしましては60.7%となっております。その中の回答では、「あまり聞こえない」との回答をいただいた方は44人、率で13.1%となっております。アンケート結果に基づき、町内高齢者の13.1%がふだんの生活で人の声や音があまり聞こえないと仮定をすると、約340人程度と考えております。

2点目の自立した生活が著しく低下していくことも明らかであると考えがどうかのお尋ねですが、難聴のために音の刺激や脳に与える情報量が少ない状況が続くと、認知症の発症に影響があると言われており、自立した生活が低下する要因の一つではないかと考えており

ます。

3点目のコミュニケーションの充実した本来の幸せな毎日を維持していくことが可能となると考えるが、町長の所見を伺うとお尋ねですが、日常生活での聞こえづらさを補うためには、補聴器の使用が有効な手段とされておりますが、その効果には個人差があると言われており、保有者の25%が使用を中止するとも言われております。前段申し上げました令和2年度に実施したアンケート調査の中では、補聴器をお持ちの方は24.3%の方が「使わないこともある」と回答をいただいております。以上のことから、補聴器の装用で全ての方が満足されるものではありませんが、一定程度の効果はあると考えております。

4点目の補聴器購入助成制度の導入をすべきではないかとお尋ねにつきましては、国の公的補助として制度化されることが望ましいと考えておりますが、引き続き北海道や他の自治体の状況を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。
○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 補聴器の必要性についての認識は、ほぼほぼ同じだというふうに思いました。ただ、結論を言えば、なかなか難しいかなというようなことなので、これは議論して解決するような内容ではないので、これで私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終了いたします。

10番・黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、通告しております件につきまして、ただいまから質問をいたします。

件名は、「憩の家かや沼」工事の完了と今後の運営はどうなるかということであります。「憩の家かや沼」の改修工事が10月末で完了する予定であります。関連して3点について質問をいたします。

初めに、1点目は、改修後（令和4年～令和9年）の指定管理者の募集で選定された1団体、4法人の集合体を指しておりますが、この集合体の名称は「標茶永寿優企画」と称しております。この企業体は法人として登記がされているかどうかについて伺います。代表者はどなたなのかについても伺います。

2点目であります。「憩の家かや沼」の新しい温泉ボーリングが掘削されて温泉は出たが、排水設備に支障があって湧出を止めているようだ伺っております。これは事実でありますか。これについてお答えいただきたい。さらに、過去に使用していた排水パイプは、地権者の協力が得られないため、今後、使用できないということも聞いております。このことは、今後どのような方法で温泉水の排水をするかについても伺いたいと存じます。

3点目ですが、10月末の完了工事で全てが完成するのではないのではないかと考えております。附帯工事も予想されます。設計費から始まって、これまでの改修費の内訳と、今後、開業までに追加される工事の予定についても伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、黒沼議員の「憩の家かや沼」工事の完了と今後の運営はどうなるかのお尋ねにお答えいたします。

1点目の指定管理者は法人として登記されているのか、代表者は誰なのかのお尋ねですが、現在、経営シミュレーション、アクティビティの開発等について協議を進めているところであり、法人化の手続についても準備を進めていると聞いているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の新しい温泉は出たが、排水施設に問題があり、湧出を止めているのは事実か、今後どのような方法で温泉の排水をするのかのお尋ねですが、新たな温泉につきましては、令和4年3月末に掘削が完了しているところですが、自噴しない温泉であり、ポンプによるくみ上げとなるため、現在は稼働させていない状況であることをご理解願います。

また、施設から出される浄化槽からの処理水、大浴場のオーバーフローした温泉水につきましては、これまで土地所有者のご理解、ご協力があり、民有地を経由させていただき鉏路川へ放流しておりました。土地所有者の方に対しましては、この場をお借りしまして改めて感謝を申し上げるところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、今後の放流条件につきまして、土地所有者と合意に至らなかったことから、新たな放流方法を検討しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目のこれまでの改修費の内訳と今後の追加工事の予定についてのお尋ねですが、施設の基本設計と実施設計で4,395万6,000円、建築主体工事・機械設備工事・電気設備工事・改修工事監理費で10億4,834万4,000円、厨房機器購入で748万円、外構調査設計費で891万円、外構工事費で4,400万円、ビジュアル・デザイン開発、館内サイン計画、館内スタイリングといった施設のデザイン設計、ウェブデザイン・動画撮影・スチール撮影、パンフレット撮影で1,084万1,600円、合計で11億6,353万1,600円となっております。

施設開業に関連するものとしましては、施設名称サイン工事、外構・外灯工事、駐車場再整備工事、給水給湯施設・温泉設備・機械設備等の試験運転調整費、ホテル調度品の購入、施設周辺のごみの撤去を予定しているところであります。

また、施設周辺だけではなく、茅沼地区一帯につきましても、再整備をして磨き上げていきたいと考えているところであり、シラルトロ湖側の無電柱化、蝶の森展望台・散策路の再整備、通景伐採・倒木撤去、シラルトロ湖キャンプ場の再整備、シラルトロ湖への管理道路や階段の補修整備なども検討してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 3つ続けて質問したので、ちょっと整理しながら再質問を行いたいと思います。

まず、指定管理者は今のところ法人化に向けて努力しているのではないかというふうに私は受け取ったのですが、それは年内に私はオープンするというふうに当初伺っていたから、

当然この時期には指定管理者と、例えば〇〇株式会社というようなことで、町ともう契約される時期なのかなと思って質問したことであります。

これは、どんなふうに展開するようになりますかね。私は、年内に契約ができるかどうかについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

開業の時期につきましては、当初から令和5年度の春以降ということでお話をさせていただいていましたので、今もその状況で動いているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） そうしたら、私が思い違いしていたということだな。

もう一回お尋ねしますが、春といっても、年度内なのか、連休にまたがるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 具体的な何月というのはお知らせはしていないところなのですが、大体めどとしては6月前後かなということでは当初からお話をさせていただいていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） それでは次の、これ排水問題ですが、私の聞いている話がそうではなかったらいいのですが、何か町側と地権者とお話し合いが持たれて、地権者は新しいボーリング水が私の地下を通ることは、だめなのだというふうに言われたというふうに私は聞いています。そして、今度、町側は、温泉水は今たまっている状態というか、普通の温泉ならぶんぶん噴き出すのだけど、圧力が低いから、くまないとならないと、先ほど町長がそんなこともおっしゃっていましたから、自力で温泉は噴き出していないので、そういう状態だと理解しています。それで、その温泉水が、ホテルがオープンしてどんどんかけ流しという場合は、ずっと24時間ずっと出しっ放しになると。それは大量の温泉ですから、それをプールみたいなものにためて地下水を投入して、そこで薄めてシラルトロ湖に排水するのだというお話を私は聞いていますが、そういう計画を今、進めているのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

排水の方法につきましては、シラルトロ湖に排水するというのも一つの方法ではあるかなというふうには考えております。

ただ、もう一つ、違う方法でも、今現在、検討しておりますので、まだそれについては結論が出ていないという状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 私の聞いている話がどうも事実なようでして、やはり私も遠いとこ

ろにいて、それはまずいのではないか、こう直感している理由は、国立公園の自然を最も守らなければならない標茶の財産である2つの湖の1つですし、そして過去に、もう20年以上、千葉町長の時代にラムサール条約を締結した湿原保護の地域でもありますし、あそこを通るたびに、もう少ししたら白鳥が飛来したり、多くのカモや、ヒシクイというヒシの実を食べるガンがいっぱい中継する場所なのですね。そこに、標茶の温泉は平均、磯分内と違って塩辛いですから、どうも成分の違うそういう強い塩分の水を投入することは、私はいかがかなとその話を聞いて思っていました。私はここで質問ですから、あまり意見を言いたくないのですが、そういう方法は地域の皆さんが知ったら、いろんなことをおっしゃるのではないかと、こういうふうに思っております。

もう一つの方法を考えているというのは、どういうことを考えているのか、ここで私に答えられたら教えてください。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、シラルトロ湖への排水について、議員から今ご意見をいただきました。ご承知のとおり、既に温泉分譲地から温泉水が入ってきているということはまず置いておいて、シラルトロ湖の自然環境的な価値観については議員と共有しているというふうに認識しております。その中で、いろいろな可能性を今検討している最中であります。

担当課長から、ほかの方法もということでありましたけれども、今現在、作業中であります。ちょっとまだお話しできる段階ではありませんので、その点についてはご理解、ご承知をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 公表できないと言うのであれば私もこれ以上言いませんけれども、これは先ほど担当課長が、来年の6月かもしれないということをおっしゃったことと連動するのではないですか。6月までに、今、副町長が答弁されたことが、時間的にです、これからいろんなことが想像されますけど、私もこれからそっちのことは勉強しようと思っているけれども、そういうことがうまくいかなかったら、ちょっとこれはやっぱり国立公園内の大事業ですから、そういうことについての日程的とか可能性について、まず可能性はあるというふうに言うのかなということを期待しながらお答えをいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

開業予定時期のご質問だったというふうに理解しておりますけれども、言うまでもなく、今、担当課長からは、当初の予定が新しい年度になってから春以降、具体的に言うと頭の中では6月前後を考えていましたということでお答えをさせてもらっております。

議員からご指摘のように、排水のことがありまして、今現在、検討中だということであります。可能性の話で申し上げますと、これが長時間かかれば当然営業時期についてはずれ込んでくる可能性がある、これは間違いないことだというふうに思います。ただ、私どものほうとしては、当初のスケジュールが大きくずれないように、今、努力をしている最中である

ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） そういうご回答で、私はここでそういうハプニングみたいなことが起きたのかということで引き下がらざるを得ないのですが、やはりこれで、先ほど数字のこともお示しいただきましたが、これからもし遅れていけば遅れていくほど、建物が完成して電気とかいろいろな附帯されている経費が1か月幾らとかかかっていきますよね。そういうことは、これは大きな問題になると思いませんか。開店して収入が得られて、そこで維持費が賄われて、当然冬になったら除雪もしなければならぬだろうし、そういうようなことはやっぱりこれからお金は幾らでもかかるというふうに私は思うけれども、どうなのでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘のような当初考えていなかった経費が掛かり増しするようなことが極力ないように、これからも努力してまいりたいというふうに考えております。

（「質問を終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、黒沼君の一般質問を終了いたします。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

災害に対する今後の取り組みについてということで、最近、短時間で大雨が降り、川の増水や、小規模ではあるが、土砂が道路へ流出している。ここ最近はコロナ感染症対応のため避難訓練は実施していないようだが、これから台風等による長雨や道内でも地震が多く発生していることも考え、さまざまなことを想定した準備が必要と考える。

そこで、1つ、感染防止を徹底した受付・誘導について。

2番目、車中避難者への対応。

3番目、地震による停電・断水により、水洗トイレが使用できなくなった場合の対応として災害仮設トイレの設置等。

4番目、避難所設営に避難者もかかわる運営等について。

以上4点についての町の考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の災害に対する今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員、ご指摘のとおり、近年、雨の降り方が変化し、短時間に局地的に大雨が降るなど、毎年のように全国各地で甚大な被害が発生しているところであります。

本町でも、本年7月27日には、磯分内地区で局地的な豪雨により道路の決壊などが起き、また、8月16日には、下オソベツ樋門で釧路開発建設部へ要請しポンプ車を稼働させるまでの水位上昇が見られたところであります。

一方、コロナの影響により、令和2年度より総合防災訓練は実施できていないこともご指

摘のとおりであります。昨年12月には千島海溝沖の巨大地震の被害想定も示されるなど、さまざまな災害に対する備えが必要と認識しているところであります。

1点目の感染防止を徹底した受付・誘導についてであります。今もなお感染が収まらない中、いわゆる3密を防ぎながらの受付・誘導が必要であり、受付時における基本的な感染対策の手順を定める、体調不良者がいた場合どこに避難させるかをあらかじめ決めておくなど、いざというときの対応を定めておくことが必要であると考えております。

そのため、各避難所において、受付や運営の際に使用するために必要な物品を一括そろえたボックスを準備しているところであり、今後、各避難所へ配置を進めるところです。ボックスには、受付事務用品はもとより、非接触式の体温計、消毒液、除菌ペーパー等の感染対策用品に加え、二酸化炭素濃度測定器やガウン、手袋、フェイスシールド等を用意しているところであります。また、昨年より、町内全避難所の平面図をもとに受付場所等の配置案を作成し、避難所の開設、運営に必要な物資あるいは配置図、開設のマニュアルもボックスに配備したいと考えております。

避難所マニュアルは策定作業中ではありますが、これにより感染対策も含め、迅速に避難所が開設できるよう整備していくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。

2つ目の車中避難者への対応についてですが、令和2年3月には、コロナ禍ではありましたが、避難指示を発令しました。その際には、避難所での感染症のリスクを避けようと、避難所駐車場で車中にとどまる方が多く見られました。国でも多様な避難のあり方を推奨しているところであり、今後も車中の避難が多くなるものと思われます。そういった方へ食料や飲料水等の物資を届ける体制づくり、あるいはエコノミー症候群のご指摘もあることから、車中の避難者に対する健康面の配慮など、検討しなければならないと考えているところでありますので、ご理解を願います。

3点目の停電・断水時の災害仮設トイレの設置等についてですが、本町では、町内リース会社との協定により災害時に優先して物資等の提供をいただく体制を構築してきたことにより、いわゆる野外仮設トイレは備蓄しておりません。避難所におけるトイレ環境については、極めて重要な問題であり、東日本大震災の事例ですが、排せつを我慢することで健康を損ね、場合によっては命を落とすこともある、いわゆる震災関連死と言われているますが、その多くが60歳以上の高齢者と言われております。そのような事態に陥らないようにするために、水や食料の備蓄を行うのみならず、快適なトイレ環境の整備、運用を行う対策が必要であると認識しております。

令和2年度には、トレセン、ふれあい交流センターのトイレ改修、オストメイト設置を行いました。今後につきましても、これらの協定に基づき、実際に仮設トイレの提供が可能かどうかなどの確認を行うとともに、国からは「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」も通知されており、避難所において健康を害することがないように、より快適な避難所の整備充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

4点目の避難所運営に避難者もかかわる運営についてですが、本町の事例で申しますと、過去3回の避難勧告あるいは避難指示の際には、翌日には解除となったことにより、一部ボ

ランディアの皆さんのお力も借りながら、その多くは町職員によって運営してきました。

しかしながら、全町に及ぶ災害あるいは長期となる場合は、町職員だけで運営については困難と考えております。町内会の役員の方あるいは避難された方の協力を願いながら、避難所運営をしていかなければならないものと認識しております。これにつきましては、市街町内会長との防災に関する協議の中でも、町内会長さんからのご意見として承っているところであり、先ほど申し上げた避難所開設あるいは運営のマニュアルの中でも、町内会の皆さんにお願いすることなどの役割分担を整理しているところであります。先月27日には、第2回目となるコミュニティタイムラインの検討会も開催させていただきました。今後も町内会の皆さんと一緒に、本町の防災力を高める取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） ただいまの町長の答弁では、本当に前向きにいろいろと取り組んでいただいているということがわかってはいるのですけれども、車中避難者の中には、まれに犬、猫、ペットを連れてきているがために車中避難をしているという人も、前回避難したときに私もそういう場面を見たのですけれども、ペットを連れてきている避難者に対する町としての取り組みというものを、もしありましたら教えていただきたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） ペットの避難のあり方といいたいでしょうか、そういった対応についてのお尋ねだと思います。

以前からのアンケート等、それから国のほうからも、中にはやはりペットを飼っている方が多くが家族同様で一緒にということ、そういう要望もあり、一部ではやはりペット、犬、猫のアレルギーを持った方もいらっしゃるのも事実でありまして、それを同じところに避難所というのは、やはりちょっと問題もあるというご指摘も一方ではあります。

そこで、本町では、町内ではありますが、ふれあいプラザゆうをペット用の避難をする場所として、公に指定ということではありませんけれども、そこを想定して、ペット用のケージ等は備蓄品として整備をしてきた経過がございまして、台数は限られていますし、コロナのこともありますから、利用者についてこれからあるのかどうか分かりませんが、以前も防災訓練の際にそういった案内も参加者にはさせていただいたというふうに記憶してございますし、あらゆる機会を通じて、ペット用の避難、ここは避難所ですということはお伝えしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） それと、3番目の災害用の仮設トイレの設置等については、野外については考えていないというか、準備されていないというような答弁でしたけれども、幸い標茶町としては1日、1晩か2晩ぐらいの避難で今のところは落ち着いているとは思いますが、これが地震等によって、本当に断水した停電になったというときは、避難所だけではなくて、各家庭のトイレも使えないという状況も考えられると思うのです。それで、

避難所であれば組み立て式のトイレとかというのでも考えられますが、これが全世帯となったときには、町としては仮設トイレ、ちょっと公園とかに置いてあるトイレを、それを避難所の近くに置くとかというのでも考えられるとは思いますが、各家庭に対するところまでというのは、ちょっとどのように考えているのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 災害仮設トイレについてのご質問でありまして、避難所について私どもは想定として備蓄品は持っていないという想定を、町長から答弁をさせていただいたところでありまして、今、私どもでも課題となっているのが避難所、先ほど、それから車中避難者のトイレのありよう、こういうのも国からの通知の中では、避難所に避難した方だけのトイレではなくて、そういう車中避難、いろんな避難のあり方が、今、国からは推奨されていますけれども、そういった方々へのアプローチも含めて、そういったキャパで災害用トイレのことを考えるべきだという提言も、国のほうでは受けているというふうに認識しております。

ただし、実際に議員ご指摘の、全町の方が利用できるキャパでの災害用のトイレというのは、なかなか現時点でハードルが高い。それが理想というのは私もわかります。ただし、実際の部分として、備蓄をそれでするかどうかということになりますと、かなりハードルが高いというふうに認識しておりますので、今ここでできるかどうかという部分については、かなり困難だろうというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 各家庭については、本当にこれは不可能に近いことではないかとは思いますが、ちょっと質問をさせていただきました。本当にある程度避難が落ち着くと、やっぱり人間というのは、生理現象としてトイレに行きたくなくなるというのが常でありますし、先ほど町長も言われましたけれども、落ち着いてくるに従って、トイレの回数が増える。また、それも、避難所のトイレがちょっと汚れてきたりなんかすると、使いたくないということもあって、水分を控えたりということで、体調を崩すという避難者も出てこないとは限らないというふうにも考えております。

先ほど町長もおっしゃいましたけれども、さまざまな点でいろいろな取り組みをされているということでありますので、町としてもそういう対応を、町民の一人一人の命を守るために、安全を確保するために、災害に強いまちづくりというものをこれからもどんどん進めていっていただきたいなというふうに考えております。

質問は終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終了いたします。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、昨今の酪農情勢、物価上昇、牛の个体価格の暴落等に鑑み、2つ質問させていただきます。

まず、第1点、肥料の価格コスト上昇分全額補填の手だてをについてであります。

岸田首相が7月14日の記者会見で発表した、肥料価格上昇分の7割を補填する新たな支援金の概要が判明しました。

農水省の説明によると、前年と比較して肥料コスト上昇分の7割を補填する。秋や春に使う肥料への影響に対応できるように、6月にさかのぼって対象とする。都道府県とJAでつくる協議会を通じて支給するというものです。

ただし、「化学肥料2割低減」を支給条件としたことで、土壌診断など余計な出費の発生で、7割補填ではマイナスになりかねないなどの声が農家などから寄せられています。

以上のことから、次の点について伺います。

政府に対して、条件をなくし、上昇分全額を補填するように求めるべきではないですか。

また、本町としても、関係諸団体とも協議し、上昇分の全額補填となるように補正も含め早急に検討してはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の肥料の価格上昇分の全額補填の手だてをとのご質問にお答えいたします。

岸田内閣は、7月29日の定例閣議において、肥料価格の高騰対策として788億円の予備費で対応することを決定しました。具体的な支援の内容としましては、化学肥料の低減に取り組む農業者に対し、肥料コストの上昇分の7割を補填するというものであります。

議員ご指摘のとおり、支援の条件として化学肥料の2割削減を農家自身が行う必要があります。国から示した資料によりますと、15項目の取り組みメニューが示されています。同様の支援策につきましては平成20年の肥料価格高騰時にも行われましたが、国から示された取り組みメニューのうち、堆肥や有機肥料の導入は1割程度の化学肥料の削減効果とされ、2項目以上の導入が求められました。また、書類及び現地確認作業にかなりの時間を要するなど、手続の煩雑さが課題とされましたが、今回の支援につきましては、そうした課題が改善された内容となっており、肥料コスト上昇分の7割が確実に補填されるものと理解しております。

令和4年第2回定例会においても関連するご質問にお答えしたとおり、ロシアのウクライナ侵攻や中国の自国優先政策等に起因する生産コスト上昇に対する緊急的な支援については、まず国や業界団体が課題を整理した上で必要な措置を講ずるべきと考えております。現時点では町による上乗せ補填は考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 町独自による補正も含めた予算的な措置は、講じる考えはないというお答えでした。

そこで、今、この肥料価格の問題ですけれども、非常にまだまだ情報が入り乱れていまして、現時点での問題点として、この6月の日にちが限定された間に利用した肥料ということなのですけれども、これではこの対象から漏れてしまうような農家も出るのではないかという部分

が心配されていますけども、そういう情報はしっかり取っていただいて、もしそういうものが発生するような状況にあれば、そこを改善するようなやっぱり要望をしていただきたいと思うのですけども、そういう心配はありませんか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 担当課のほうから、お答えさせていただきます。

支援の対象となる費用なのですが、農林水産省のほうから示された資料につきましても、令和4年6月から令和5年5月に購入された肥料となっておりますので、議員が心配されているようなことはないかと思います。要は、対象は今年の秋肥から来年の春肥だよというふうに伺っております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 期間を見るからに、そういう心配はないという具合に考えているという答弁なのですけども、いろいろな農家の事情によっては肥料の取り方とか、そういうのが若干やっぱり個人の農家によって対応の仕方が違う部分があるので、そこら辺で結果的にあれから漏れてしまうことのないように、しっかりと対応していただきたいという具合に思います。

もう一つ、2つ以上の取り組みを行ってくださいという中身なのですけども、これ非常に畑作からみんなそういう人、全ての肥料価格の問題ですので、酪農家の草地、そういうものについては土壤審査とかなんとかというのは、ある意味、結構草地改良やなんかでやっていて、そういう必要性といたしますか、それがこの土壤審査とか診断とかという項目が必要ないというか、無駄な経費になることもあるのではないかと思いますので、その辺のこともしっかりと要望を上げていただいて、実態を報告していただいて、その状況も訴えていただきたいという具合に思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 今、議員のほうから、農家が取り組むべき2割の削減項目について、そのことにかかわるご質問をいただきましたが、今回取り組まなければならないメニューというのが国から示されたのが、先ほど町長の答弁でもお答えしましたが、15項目あります。そのうち、土壤診断、それと堆肥の活用というメニューがあるのですけども、主に本町の酪農家さんについては、こちらのメニューに取り組むような形になるかと思いますが、今回の制度設計では、既に取り組まれている項目については、どちらか一方をさらに推進すればいいよ。例えばなのですけども、堆肥をまいている農家さんであれば、その堆肥をまく面積を増やすですとか、あるいは土壤診断については、もう既に取り組んでいる場合でも、点数を増やせばそれでオーケーだよというような制度設計になっておりますので、農家さんの費用的な負担も含めて、そういった心配はないのかなというふうに担当課としては理解しております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） それでは、そういう面でさまざまなまだ情報が行き交っていますので、本当に現場での生の声、こういうところに問題があるよなんていうことがあれば、即要望書を出して対応していただきたいという具合に思います。

以上で、この問題についての質問を終わります。

次に、飼料価格の高騰や牛の個体価格暴落など酪農危機の打開策をについて質問いたします。

飼料価格の高止まりが続く中、牛の個体価格暴落により本町の酪農・畜産業はかつてないほど深刻な状況にあると考えます。基幹産業である酪農業の今後の見通しについて所見を伺います。

牛の個体売買が成立せず、牛舎に戻らざるを得ない個体が相当数あると聞いているが、このような厳しい状況も今までになかったと思いますが、いかがですか。町長が把握している、掌握している現状についてお聞きいたします。このような現状の打開策をどのように考えていますか。

町として、基幹産業を守る立場から関係する団体とも協議を重ね、何らかの対策を講ずるべきと考えますが、どうですか。また、北海道や国に対しての要望もあわせて行うべきと考えますが、どうですか。伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の飼料価格の高騰や牛の個体価格暴落など酪農危機の打開策をとのご質問にお答えいたします。

1点目の基幹産業である酪農の今後の見通しについて所見をとのお尋ねについてですが、議員もご承知のとおり、近年の国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴い、今年5月時点での配合飼料の平均価格は1トン当たり8万9,000円と過去最高を記録しております。今年2月24日に、ロシアがウクライナに侵攻を開始してから半年が経過しているにもかかわらず、いまだに戦闘状態が続いていることなどからも、農家の厳しい状況は当面続くであろうと想像しております。

2点目の個体販売が成立しない現状を把握しているかとお尋ねについてですが、直近のホクレン釧路地区家畜市場の取引状況を見ますと、個体販売価格は、初生ホル雄及び交雑種、いわゆるF1の価格が8月に入り下落しており、飼料高騰や需給緩和に加えて、副収入源となっている個体販売価格までもが暴落し、酪農家にとってはさらに負担が増える状況と理解しております。

今般の個体販売価格の暴落については、生産資材高騰の長期化に伴う肥育農家の買い控えが要因との報道もあり、今後の市場取引価格の推移を注視するとともに、この状況が改善されないようであれば、初生ホル雄等の価格暴落に対する国の支援措置の創設も必要であると考えております。

3点目の町として基幹産業を守る立場から何らかの対策を講ずるべきとお尋ねについてですが、JAしべちやとの情報交換の中では、燃料代を含む生産資材高騰に係るコストの増加について試算したところ、組勘ベースで対前年比15%から20%上昇しているとのことであ

りました。肥料価格高騰に対しましては、国の緊急対策事業の内容についても示されましたが、配合飼料については、昨年までは配合飼料価格安定制度で賄えたものの、今年に入ってから同制度では賄い切れない状況であると伺っております。

さきにも述べたとおり、こうした状況は当面の間、続くものと思われ、国による緊急対策事業とあわせて、情勢に左右されない経営を検討することが重要と考えており、草地整備や粗飼料の品質向上など、自給飼料の活用について関係機関と連携をしながら研究してまいりたいと考えております。

また、北海道や国に対する要望につきましては、管内市町村長と連携をし、これまでも行っているところでありますが、町内酪農家の声を酌み取り、必要な支援について引き続き要請をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今、いろいろお答えいただきましたけども、これだけの酪農危機の現状でありながら、非常に何となく雰囲気的には、深刻さをしっかりと受けとめていない、そういう何か雰囲気がやっぱり全体的にあるではないかなという感じすらするのですけれども、中央の酪農会議といいますか、輸入、出荷する組織の大もとなのですけども、ここで6月15日に発表している数字として、今、酪農の経営が悪化しているという人が97%という統計で、ほとんどの酪農家が経営が悪化していると答えている。そして、その半分の55%がこの環境が続くともう酪農は続けられないと、そういう具合に全国の酪農家の皆さんはアンケートに対して答えています。

そういう意味では、本町においてもいろいろなクラスター事業等で大規模化し、生産を拡大してきたわけですが、この実態をしっかりと把握する対応は行っていますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 今、議員からお伺いした農家さんの窮状については、個別な聞き取りというのはしておりませんが、春以降、僕は農林課に来てからいろいろな会議で、その辺、農家さんの窮状はお伺いしております。

あと、農協さんのほうからもそういった情報を、農家さんの現状について、具体的なもう本当数字でこういうような状況だよというふうに伺っておりますので、その辺は十分に理解しているつもりではおります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 本町でも牛乳の消費拡大というような形で皆さんに牛乳券等をお配りして、少しでも牛乳の消費拡大を働きかけているのですけども、ある学者さんに言わせれば、そういうことを悪く言っているつもりではないと思うのですけども、目先の対応どころではない状況に今は酪農、農業全体がそこに来ているのだよということを、やはりそれぞれの先頭に立っている人たちが認識しなければ日本の農業はなくなってしまうよという、今、牛乳が余っていると言われながら、来年の今ごろになったら、もしかしたら牛乳はないよという、そういう事態も起こりかねないぐらい大変な、酪農はそういう環境に至っている

という発言をされている方もいます。

どうか本当に標茶の酪農、まさしく基幹産業ですので、その基幹産業を守るべく、機敏な対応と、それぞれ各種団体と団結してこの難局を乗り越えていただきたいということで、質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

通告者の6番、鈴木君が本日欠席となりました。標茶町議会規則第59条第4項の規定により、一般質問通告は効力を失いました。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時15分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選挙第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。選挙第1号、釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、釧路公立大学事務組合同約第5条第2号及び第6条第2項の規定により、組合議会議員1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

釧路公立大学事務組合議会議員については、4番・松下君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました4番・松下君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、釧路公立大学事務組合議会議員に、4番・松下君が当選されました。

ただいま、釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました4番・松下君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第1号を終了いたします。

◎報告第9号

○議長(菊地誠道君) 日程第8。報告第9号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長(長野大介君)(登壇) 報告第9号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和4年度一般会計補正予算(第5号)の専決処分であります。

局地的豪雨により被災した町道等の復旧に要する費用及び町長・町議選挙に係るポスター掲示板の資材高騰等による委託料の増額補正でございます。補正額は2,970万円の増額であります。

なお、本件は、8月19日をもって専決処分させていただきました。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

報告第9号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものでございます。

次ページをお開きください。

専決処分書(写)

令和4年度標茶町一般会計補正予算(第5号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の令和4年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

令和4年度標茶町一般会計補正予算(第5号)

令和4年度標茶町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,970万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億5,764万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

9 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2 ページ、3 ページの「歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4 ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

9 災害復旧事業、公共土木施設、新規でございます。補正後でございますが、限度額1,100 万円、起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるものでございます。

合計では、補正前の合計が12億7,160万円に1,100万円を追加し、12億8,260万円とするものです。

10ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額12億7,160万円、補正額1,100万円を追加し、補正後の額12億8,260万円とするものです。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額137億7,500万5,000円に補正額1,100万円を追加し、補正後の額137億8,600万5,000円とするものです。

以上で、報告第9号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） 歳出の災害復旧費の2,900万円、これについての内容をもう少しお知らせください。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

今回の災害につきましては、令和4年7月27日に発生した局地的ゲリラ豪雨及び8月12日の大雨により被災した、町道等の復旧に係る費用を要求させていただいております。

7月27日は御卒別から磯分内方面に局所的雨雲が発生したことにより、午後5時から6時の間に釧路地方気象台解析の時間雨量で50から70ミリの集中豪雨が降ったとされております。大雨により磯分内美幌本線、磯分内弥栄線、上御卒別養老牛線農道など、3路線6か所の路肩崩落や土砂の流出、横断管渠の決壊などの被害を受けました。その後、8月12日は前日から降り出した雨が、夜中ですがけれども午前1時から2時の間に時間雨量26ミリの非常に強い雨が降ったことにより、虹別新興線、磯分内瀬文平線、2か所で法面崩落の被災を受けてお

ります。この部分と合わせて、5路線の災害復旧費を要求させていただきました。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 災害復旧でありますから、応急措置なのか、それとも恒久的な措置でもっての予算要求なのか、どちらですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 今回の工事費は応急復旧ではなくて、完全な復旧費を計上させていただいております。

○9番（本多耕平君） はい。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

なければ、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第9号は承認されました。

◎議案第48号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第48号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、4番・松下君の退席を求めます。

休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時30分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第48号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく令和4年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものであります。

本年度の被表彰者は、在住功労表彰96名、善行表彰2団体、勤続表彰2名の方々と、文化の日である11月3日に表彰しようとするものでございます。

なお、8月9日開催の標茶町表彰審査会において審査をいただいておりますことをご報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

議案第48号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

令和4年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるものです。

次ページにまいります。

最初に1功労表彰の（ア）在住功労の被表彰者について説明させていただきます。地区名・氏名・年令・事績の順に説明します。

また、地区名につきましては、従前から地域の方々に理解され、使用されている区域の地区名で表示してありますことをご理解願いたいと思います。

（以下、議案朗読のため、記載については省略）

以上の方々を表彰しようというものでございます。

以上で、議案第48号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） ただいま報告のありました在住功労、以下、いろいろな方々の表彰がありますけれども、特にこの中で13ページに出ています善行表彰並びに勤続表彰について伺いますけれども、これはどういう基準でということについては理解いたしますけれども、選出の仕方ですね、どのような形でもって選出、選考されているのか、まずお聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 私のほうからお答え申し上げます。

この選考につきましては、各種町内の団体、例えば社会福祉協議会であるとか、各種町内会であるとか、消防、それから関係機関、商工会も含めた関係機関、町内会も含めてですね、一斉に4月頭、年度当初からですね、一定期間まで被表彰者の推薦について推薦状を提出していただきたいということで、広くその該当者を募っているといった状況でございまして、

それを7月ぐらいまでに集約しまして、8月の審査会にお諮りをし、上程するというふうな流れになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 今のお話ですと、各地区あるいは各団体、さらには全ての諸団体に網羅をしているというお話であります。

それについては理解いたしますけれども、各地区に町内会がございますね。それらに完全に町内会のほうで、この規則についての理解をされているのかということがまず第1点と、決して私はこの勤続表彰の中で言うわけではありませんけれども、消防団員として20年以上在職されたとありますけれども、時々ですね、私、消防便りを見ますと、何年に在籍したとかっていろいろな表彰が消防団員の方が出ておられますね。

この方は特別、町内での消防団から20年以上在職されたということで、消防団のほうからこの方がいわゆる選出されたとすれば、ほかに20年以上在職された方々はもうとっくにですね、勤続表彰を受けているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

消防団員の部分につきましては、消防から推薦が上がってございます。消防のほうでもですね、名簿というのでしょうか、それで管理しておりまして、その団員の方が何年から消防団に加入しているということは押さえていただいております、その中で各種団体につきましては、ほかの団体もそうですけれども、そういった名簿から今年推薦になるという方を推薦いただいております、既に20年たった方についてはですね、既に表彰しているというふうに認識しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 繰り返しますけれども、それでは消防団員の方々については、20年以上在職された方は、もう既にこれの勤続表彰を受けているというふうに理解してよろしいですか。今のご答弁のように。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 私どもはそのような認識で、20年以上勤続されたら、20年以上の根拠は表彰条例の施行規則で「消防団員の職にあっては引き続き20年以上在職している者、またはした者」というふうに規則に定められているところでございまして、その規則につきましては、あわせて被表彰者の推薦のご依頼の中にその規則も網羅しておりまして、消防団の推薦については20年以上ということは、消防のほうにはお願いしているところでございますので、漏れなく推薦をいただいているというふうに認識しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり同意してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号は原案同意されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第49号

○議長(菊地誠道君) 日程第10。議案第49号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長(穂刈武人君)(登壇) 議案第49号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、現在、特別養護老人ホームやすらぎ園で、利用者への入浴サービスで使用している特殊入浴装置について更新を図るもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議決を求めるものであります。

以下、内容について議案説明資料とあわせてご説明いたします。

議案14ページ、議案説明資料1ページをお開きください。

議案第49号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

財産の種類、数量は、特殊入浴装置一式です。内訳は別紙のとおりですが、後ほどご説明いたします。取得の目的は、利用者の入浴サービス提供に係る特殊入浴装置購入です。取得金額は、924万円です。取得の相手方は、釧路市豊川町10番2号、株式会社メルブ、代表取締役社長 松本浩司です。

次のページへまいります。

特殊入浴装置一式の内訳となっております。内訳の内容は昇降式介護浴槽1台、電動昇降ストレッチャー2台、担架2台、バッテリー2台、搬送用取手2台で、合計5種類9台とな

っております。

続きまして、議案説明資料の1ページをご覧ください。

入札年月日は令和4年8月9日です。指名業者の状況につきましては、株式会社メルプ、株式会社竹山、株式会社ムトウ、ワタキューセイモア株式会社、株式会社常光、エア・ウオーター北海道株式会社の6社です。なお、入札は1回で落札しました。納入期限は令和5年3月31日です。予定価格は1,054万9,000円で実施いたしました。

2ページから5ページにつきましては、取得する各機器の規格及び形式、概要となっておりますのでご参照ください。

以上で、議案第49号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 設備の更新とおっしゃいました。ということは、現在、同じようなものがあるわけですね。それが更新になった場合、どういうふうに分断されるのか、そのままそれも使うのか、その辺について伺いたいです。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。現在使用…

○議長（菊地誠道君） あの、議長を通して。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） すみません。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

現在使用しております機器については、平成20年に購入したもので、14年経過しております。これまでもいろいろと不具合が生じていまして、この後大きな故障が発生した場合、部品等も現在停止しているような、そんな状態ですので、機器については、そのまま処分というか、そういう形で引き取ってもらうような予定でございます。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） わかりました。廃棄処分というので。

ただ、納入期限が年度内ですよ。それまで既存のやつで、トラブルとか起こる可能性はないのですか。それをもっと早める予定なのですか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） 今回、取得の相手方のほうに、いつごろ納入があるかということを確認はしておりますけれども、年明け1月には納入されるということなので、若干、あと二、三か月ほどかかりますけれども、年度内までは延びないというか、かからない、そんなような状況でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） この設備の現在、対応入所者と言いますか、この設備を利用してい

るのは何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 聞こえないのでしょ、はい。

今、この設備が必要な入所者が、やすらぎ園で何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） 今回、取得するこの特殊浴槽の利用者なのですが、
現在、大体40名程度、寝たきりの方中心に使用してもらうことで、そのほかの方はリフト浴
とか、また普通浴とか、そういった形で利用されております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は原案可決されました。

◎議案第50号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。議案第50号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 議案第50号の提案趣旨並びに内容についてご説明いた
します。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求め
るものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案16ページと議案説明資料6ページをご覧ください。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、標茶中茶安別線道路改良舗装工事。2 契約金額、2億4,310万円。3 契約の
方法、指名競争入札。4 契約の相手方、明盛・藤原特定建設工事共同企業体、代表者、川上
郡標茶町旭2丁目9番12号、明盛建設株式会社、代表取締役 尾崎幸太、構成員、川上郡標茶

町旭2丁目8番3号、株式会社藤原組、代表取締役 藤原利洋です。

資料へまいります。

工事概要は、改良延長1,040メートル、管渠工、側溝工、防護柵工、標識工一式です。舗装延長1,055メートルです。工事場所は上茶安別です。指名業者は、明盛・藤原特定建設工事共同企業体、株式会社丸栄組、株式会社住友建設、株式会社後藤組、新根開発株式会社の5社で、入札執行日は令和4年8月29日です。竣工予定日は令和5年9月29日です。新規・継続の別は継続です。備考の欄ですが、予定価格は2億5,003万円です。

以上で、議案第50号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は原案可決されました。

◎議案第51号

○議長（菊地誠道君） 日程第12。議案第51号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 議案第51号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」「地方税法施行令等の一部を改正する政令」「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」がそれぞれ公布されたことに伴い、令和4年度分以後の課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、提案するものでございます。

改正内容につきましては、上場株式等の配当及び譲渡所得における所得税と個人町民税の課税方式の一致に係る改正、固定資産税におけるDV被害防止の支援措置、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書への退職所得に係る記載事項の追加に係る改正、住宅借

入金等特別税額控除の適用期限延長に伴う改正ほかでございます。

議案第51号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

(標茶町税条例の一部改正)

第1条 標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料の20ページ、議案第51号資料③をお開きください。

議案第51号資料③

第1条による改正

区分、賦課徴収、改正項目「1. 納税証明書の交付手数料」で、関係条項は条例第18条の4、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、納税証明書を発行する際、納税義務者がDV被害者に該当する場合は、納税義務者の証明書に記載される住所に代わるものとして、総務省令で定める事項を記載した証明書を交付しなければならないとした法改正に対応するため規定を整備するもので、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加えるとするものです。

施行につきましては、令和6年4月1日。

適用は、第1条の規定による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)第18条の4(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用とするものです。

区分、町民税、改正項目「2. 所得割の課税標準」で、関係条項は条例第32条第4項及び第6項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、上場株式等の配当等や譲渡所得に係る所得について、これまで所得税と個人町民税では異なる課税方式の選択が可能となっておりましたが、金融所得課税は所得税と個人町民税が一体として制度設計されてきたことなどを踏まえ、個人町民税の課税方式を所得税の確定申告で選択した課税方式と一致するよう見直すもので、第4項及び第6項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

施行につきましては、令和6年1月1日。

適用につきましては、改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税について

は、なお従前の例によるものです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目「３．配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」で、関係条項は条例第33条の９第１項及び第２項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、上場株式等の配当等や譲渡所得については、所得税の源泉徴収に合わせて個人町民税も特別徴収されるため申告不要となっておりますが、申告を選択した場合は、所得割額から配当割額・株式等譲渡所得割額が税額控除されます。この個人町民税の税額控除を、改正項目２と同様の理由により、所得税で確定申告が選択された場合にのみ適用するというもので、第１項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、第２項中「申告書に係る年度分の個人の道民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税」に改めるとするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目２と同じです。

区分、町民税、改正項目「４．町民税の申告」で、関係条項は条例第35条の２第１項及び第２項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、町民税の申告書を提出すべき者の範囲を定める規定において、配偶者特別控除額に係る規定を整備するもので、第１項ただし書中「所得税法第２条第１項第33号の４に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、第２項中「第２条第４項ただし書」を「第２条第３項ただし書」に改めるとするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目３と同じです。

区分、町民税、改正項目「５．所得税に係る更正又は決定事項の申告義務」で、関係条項は条例第35条の３第２項及び第３項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、字句を改めるもので、第２項及び第３項中、こざと偏のある「附記」をこざと偏を取った「付記」に改めるものです。

施行及び適用につきましては、改正項目４と同じです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目「６．個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書」で、関係条項は条例第35条の３の２第１項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、給与所得者の配偶者及び扶養親族が退職所得を有する場合、配偶者控除等の適用に必要な情報として把握するため、給与所得者が町長へ提出する扶養親族申告書にその旨を明記するように規定を整備するもので、見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、第１項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名

施行につきましては、令和5年1月1日。

適用につきましては、条例の施行日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の町税条例第35条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例によるものです。

区分、町民税、改正項目「7. 個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」で、関係条項は条例第35条の3の3第1項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目6と同様、公的年金等受給者の配偶者及び扶養親族が退職所得を有する場合、配偶者控除等の適用に必要な情報として把握するため、公的年金等受給者が町長へ提出する扶養親族申告書にその旨を明記するように規定を整備するもので、見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 特定配偶者の氏名

施行につきましては、令和5年1月1日。

適用につきましては、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の町税条例第35条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

次のページをご覧ください。

区分、固定資産税、改正項目「8. 固定資産課税台帳の閲覧の手数料」で、関係条項は条例第72条の2、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、固定資産課税台帳を閲覧に供する場合、DV被害等を防止するため、必要に応じて住所に代わるものとして、総務省令で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないとする改正に対応するもので、「閲覧」の次に「（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える。

施行につきましては、令和6年4月1日。

適用につきましては、新条例第72条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用するとするものです。

区分、固定資産税、改正項目「9. 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料」で、関係条項は条例第72条の3、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目8と同様、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書を交付する場合、DV被害等を防止するため、住所に代わるものとして、総務省令で定める事項を記載したものを交付しなければならないとする改正に対応するもので、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

施行につきましては、令和6年4月1日。

適用につきましては、新条例第72条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用するとするものです。

区分、町民税、改正項目「10. 個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」で、関係条項は条例附則第7条の3の2第1項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、所得税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限の延長等に対応して、個人町民税においても控除期間を最大13年間となる令和20年度分まで延長するとともに、居住年の期限を令和7年末まで4年間延長するもので、第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改めるとするものです。

施行につきましては、令和5年1月1日とするものです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目「11. 上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」で、関係条項は条例附則第16条の3第2項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目2及び改正項目3と同様、所得税と個人町民税の課税方式を一致させるため、所得税で申告分離課税が適用された場合に限り、個人町民税でも申告分離課税を適用することとし、それ以外の場合は総合課税を適用することとするもので、第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

施行及び適用につきましては、改正項目5と同じです。

区分、町民税、改正項目「12. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」で、関係条項は条例附則第17条の3第3項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、引用する条項の一部が削除されたことによる規定の整備で、第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改めるものです。

施行につきましては、令和5年1月1日とするものです。

区分、町民税、改正項目「13. 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」で、関係条項は条例附則第17条の8第4項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、外国居住者等所得相互免除法の規定により、利子割または配当割が特別徴収

されなかった税額相当分は、分離課税の所得割として徴収することとし、この場合の個人町民税に係る分離課税の所得割としての徴収は、確定申告書に適用を受ける旨の記載がある場合に限り適用されるとするもので、第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

施行及び適用につきましては、改正項目11と同じです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目「14. 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」で、関係条項は条例附則第17条の9第4項及び第6項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、租税条約等実施特例法の規定により、配当割が特別徴収されなかった税額相当分は分離課税の所得割として徴収することとし、この場合の個人町民税に係る分離課税の所得割としての徴収は、確定申告書に適用を受ける旨の記載がある場合に限り適用されるとするもので、第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

施行及び適用につきましては、改正項目13と同じです。

区分、町民税、改正項目「15. 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」で、関係条項は条例附則第22条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、次の改正項目16における附則第23条の削除に伴い規定を整備するもので、「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削るとするものです。

施行及び適用につきましては、令和5年1月1日とするものです。

区分、町民税、改正項目「16. 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」で、関係条項は条例附則第23条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目10により、住宅借入金等特別税額控除の特例に係る適用期限が令和20年度まで延長され、本条における新型コロナウイルス感染症に係る特例の適用期限である令和16年度が含まれることとなったため、当該規定を削除するもので、「附則第23条を削る。」とするものです。

施行につきましては、改正項目15と同じです。

次のページをご覧ください。

続きまして、第2条による改正。

区分、町民税、改正項目「17. 標茶町税条例の一部を改正する条例（令和3年標茶町条例

第29号) 個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」で、関係条項は令和3年改正条例35条の3の3第1項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、令和3年9月定例会の議案第58号で改正した第35条の3の3第1項の扶養親族の定義規定(令和6年1月1日施行)について、今般、改正項目7において同項を令和5年1月1日施行で改正することとなり規定を整理する必要性が生じたため、改正した内容の一部を改正するもので、第35条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改めるとするものです。

施行につきましては、改正項目16と同じです。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第51号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番(熊谷善行君) 資料のほうの20ページに、改正項目1、改正内容のところの「納税義務者がDV被害者に該当する場合は、」がありまして、「住所に代わるものとして、総務省令で定める事項を記載した証明書を交付しなければならない」、それから23ページの改正項目8、改正内容の「固定資産課税台帳を閲覧に供する場合、DV被害等を防止するため、」、その後「住所に代わるものとして、総務省令で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならない」、その下もそうです。

総務省令で定めるといのは、何をどういうふうに定めていて、どういうものなのかを教えてください。

○議長(菊地誠道君) 税務課長・齋藤君。

○税務課長(齋藤和伸君) お答えいたします。

地方税法施行規則の中における規定といたしましては、単純に住所を削除する、あと本人の申し出に係る住所について、町長が適当と認めるときはその住所を記載する、それらの2つに掲げるもののほかについては、市町村長が適当と認める措置を適用すると、この3つでございます。

○議長(菊地誠道君) 熊谷君。

○5番(熊谷善行君) ちょっともう一回。

住所にかわるものとして、住所は記載しないということですね。DV被害者、もしくはDV被害と思われる場合にですね。

それにかわるものとして、別な住所というか、何て言うのだらうな、簡易的に、簡易的と言ったらおかしいな、それにかわる表示をするという意味でいいのかな。

○議長(菊地誠道君) 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

例えば被害を受けている者からの申し出に基づいて、その申し出を行った人がこの住所でという申し出をされた場合、それを市町村長が適当と認めれば、それを記載するということでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は原案可決されました。

◎議案第52号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。議案第52号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第52号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、年末年始の休日の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定であります。

現在の本町役場及び町施設の年末年始の休日は、条例等により12月31日から翌年の1月5日までと定められております。

国及び北海道あるいは近隣の市では、12月29日から1月3日を年末年始の休日と定めており、行政組織間での報告などで不便さがありました。また、そのためもあつてか、1月4日、5日については、役場への電話等による問い合わせが多いことなどの課題がありました。

本年、釧路管内の全町村で足並みをそろえ、一様にこの年末年始の休日を12月29日から1月3日までと改正することとしてまいりました。

役場各部署におきましては、それぞれの業務について町民サービスに影響がないかどうかを判断し、基本的には年末年始の休日を12月29日から1月3日までと変更することで準備を進めてまいりました。

しかしながら、医師の派遣等で調整が困難な町立病院について、また町民サービスに直接かわるもので、周知期間も含め慎重に対応することとしたごみ収集とクリーンセンターへ

のごみの搬入につきましては、今年に変更せず、令和5年末からの実施とするなどの対応としてきました。

年末年始の休日につきましては、これから提案させていただきます5つの条例の改正が必要となっているところでございますが、その他規則や訓令などでも定めている例規もあることから、速やかに改正の手続きを行い、さらには広報等で周知を行い、町の皆さんが混乱しないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書24ページ、また議案説明資料も28ページから新旧対照表となっておりますので、あわせてご覧ください。

議案第52号 標茶町公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町公民館条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町公民館条例等の一部を改正する条例

第1条は公民館条例でありまして、第5条の3で休館日を定めており、所要の改正をするものです。条文にまいります。

(標茶町公民館条例の一部改正)

第1条 標茶町公民館条例(昭和40年標茶町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条の3中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

第2条は標茶町病院事業の設置等に関する条例であります。第12条で休診日を定めており、所要の改正をするものです。条文にまいります。

(標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 標茶町病院事業の設置等に関する条例(昭和43年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「1月2日から5日」を「1月2日から3日」に、「12月31日」を「12月29日から12月31日」に改める。

第3条は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例でありまして、第11条で休日勤務手当の規定を定めておりますが、そのうち年末年始の休日に変更となることから、所要の改正をするものです。条文にまいります。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年標茶町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

第4条は標茶町の休日を定める条例でありまして、第1条第1項第3号で年末年始の休日を定めており、所要の改正をするものです。条文にまいります。

(標茶町の休日を定める条例の一部改正)

第4条 標茶町の休日を定める条例(平成1年標茶町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

第5条の改正は標茶町職員の勤務時間及び休暇に関する条例でありまして、第9条で休日の規定があり、所要の改正を行うものです。条文にまいります。

（標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成8年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

附則ですが、冒頭説明申し上げましたが、今年の年末につきましては、標茶町立病院は変更せず、令和5年末から年末年始の休日を変更することとしたことから、町立病院及びその職員への適用は令和5年4月1日とした特例措置を設け、令和4年末については、これまでどおりとする旨の規定を定めたところです。条文にまいります

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

（標茶町立病院の職員の特例）

2 第3条に係る改正のうち標茶町立病院の職員については前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から施行し、施行前については本条例の改正前の例による。

（標茶町立病院の特例）

3 第4条に係る改正のうち標茶町立病院の職員については第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から施行し、施行前については本条例の改正前の例による。

（標茶町立病院の職員の特例）

4 第5条に係る改正のうち標茶町立病院の職員については第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から施行し、施行前については本条例の改正前の例によるというものです。

以上で、議案第52号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） ここでは公民館というところが位置づけされております。

1点お聞きしたいのですが、地区によっては公民館という建物もあるし、あるいはまた農村環境改善センターというものがございます。

今までの町の予算を見るときには、例えばそのセンターの修理等々については農林課のほうでの所管である。あるいはまた、時には公民館ということで教育委員会ですか、公民館、のほうになる。

例えばそういうところは、どちらの、この今の条例の内容とは直接は関係ないかもしれま

せんが、いわゆる正式な名称のあり方ですね。

例えば茶安別で言います。茶安別公民館という場合もありますし、正式には農村環境改善センターであると言われます。どちらをどのように判断しながらですね、今後この行政が進めていくのか。

今までの補助事業の関係があったでしょうけれども、それもちよっと含めてどのような判断をしていけばいいのか、茶安別だけなのか、よそにも改善センターがあるのかないのかわかりませんが、そのような名称のあり方ですね、再確認をしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

例えば茶安別で言いますと、建物の名前が茶安別農村環境改善センターということで、補助の部分であるとかそういったことで、建物の設置、建物について、そういう、例えば茶安別でいきますと、そういったことになって、中に入っている機能としまして茶安別公民館をその中に設置しているということで、それぞれ設置条例等々で定めているというところがございます。

例えば阿歴内については、そういったもう一つの名称と言いますか、建物の名前も機能も同じ阿歴内公民館というところもありますので、建てた時の建物の名称と中に入っている機関というふうに整理しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに。

深見君。

○8番（深見 迪君） すみません、もう一回理由を説明してもらいたいのですが。

これ、12月31日を12月29日から1月3日、こっちのほうが町民の要望というのかな、役場の用事が多いというようなことをおっしゃったと思うのですが、それでいいのですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 全体的なことになりますとあれですけれども、例えばごみに関して言うと、実際のところ改正しようと思っても、それをやめた理由としては、やはり29日、30日の搬入というのが、多分例年で多いという影響がありまして、周知期間も含めてそれはかなり影響があるので、もう少し長い期間で周知したいということで、本年は見送った経過がありますけれども、例年でいきますと、1月4日、5日の問い合わせ、うちは4日、5日、通常休みでありますので、委託した夜警さんと言いましょか、配備していますけれども、そちらへの問い合わせというのが非常に多いというのが、これまでずっと課題でありました。逆に言うと29日、30日というのは、来庁者もほぼ少ない状態でありますので、そういった部分でいきますと関係課に調査を行い、この改正することについて各課での影響等を調査しましたところ、やはり住民のニーズとしては年明けの4日、5日を開けたほうが近隣の市、大きな市、国、道は4日から開庁していますので、そういった部分と合わせたほうが町民皆さんのサービスは低下はしない、逆に利便性があるのではないかとということで、管内足並みそろえて29日から3日に改正したいというものでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は原案可決されました。

◎議案第53号

○議長(菊地誠道君) 日程第14。議案第53号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長(村山新一君)(登壇) 議案第53号、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、令和4年10月1日より高齢者の医療の確保に関する法律が改正施行されたことに伴い、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例についても条文の改正が必要となりましたので、条例改正を提案するものです。

改正内容につきましては、10月から後期高齢者医療保険の一部負担金の2割負担となる方が追加されたことから、その2割負担となる方についても重度心身障害者給付の対象となるよう改正を行うものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書28ページ及び議案説明資料33ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第53号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年標茶町

条例第30号)の一部を次のように改正するものです。

第3条第3号中「第2号」の次に「及び第3号」を加える。

附則といたしまして、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

以上で、議案第53号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号は原案可決されました。

◎議案第54号

○議長(菊地誠道君) 日程第15。議案第54号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君)(登壇) 議案第54号の提案主旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部改正により、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び育児休業の取得の柔軟化が実施されることに伴い、これらの措置にかかわる条例の所要の規定の整備を行うため、提案するものでございます。

以下、内容につきましてご説明いたします。

議案書30ページをご覧ください。なお、議案説明資料は34ページから新旧対照表となっておりますのであわせてご覧ください。

議案第54号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和であり、お子さんが1歳6か月に達する日までに採用され、または引き続き任用の更新がある場合とされていた規定をおおむね8か月を経過するまで任用されている、あるいは更新の見込みがある場合とする改正です。

なお、1歳以上1歳6か月未満の子の育児休業の取得要件の緩和であり、所要の改正をするものです。条文にまいます。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6か月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

次ページにまいます。

第2条第3号ウを削る。

第2条の3及び第2条の4は、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業が柔軟に取得できるよう、具体的には、育児休業開始日が1歳及び1歳6か月の翌日からと限定されていたものが撤廃され、その期間でも夫婦が育休を途中で交代できることなどを可能とする、所要の改正をするものです。条文にまいます。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に

該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方、次ページにまいります。

等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号

次ページにまいります。

を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初

日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5は、この規定にかかわる育児休業法の規定が、育児休業法第2条第1項ただし書きから同項第1号に移動したため、本条例も第2条の5を削り、第3条の2に移動するものです。条文にまいます。

第2条の5を削る。

第3条は、再度の育児休業をする場合、申し出をし3か月の経過が必要でしたが、これが廃止されたことなどにより所要の改正をするものです。条文にまいます。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1号を加える。

第3条の2は、先ほど第2条の5でも説明させていただきましたが、参照している育児休業法の規定の改正により移動したものです。条文にまいます。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規

次ページにまいます。

則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第7条第2項の改正は用語の整理です。条文にまいます。

第7条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第10条第6号の改正は、育児短時間勤務の場合、就労時間等の計画書を提出していただきますが、第3条第5号で廃止になったことにより、これにかわり育児短時間勤務計画書を定め、育児休業と勤務時間を計画書として提出いただく旨の改正です。条文にまいます。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附則ですが、

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規

定の適用については、なお従前の例による、というものです。

以上で、議案第54号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） 育児休暇を明文化することは、大変有意義であると思っております。

その中でちょっと確認なのですが、今回のこの条例改正というのは、国が主導でやっているのか、それとも都道府県単位なのか、それともこういったフォーマットを町独自で、文言のほうを作成しているのか、そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

これは国全体で子育ての部分の支援策としてですね、国家公務員法の改正、それからそれを受けての地方公務員法の改正がありまして、それを受けまして今年の、前回の定例会か前々回の定例会でも、第1弾として育児休業の改正についてご提案申し上げたところでございますが、これが第2弾改正ということで、国全体で、民間も含めて、こういった育児休業しやすい、取得しやすい環境であるとか、そういったことを国全体での運動論として進めるための地方公務員法の改正ということで、認識しているところでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後2時55分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 1 1 番 鴻 池 智 子

署名議員 1 番 渡 邊 定 之

署名議員 3 番 長 尾 式 宮

令和4年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和4年9月7日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第55号 令和4年度標茶町一般会計補正予算
議案第56号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第57号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第58号 令和4年度標茶町病院事業会計補正予算
- 第 2 認定第 1号 令和3年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 5号 令和3年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6号 令和3年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について
認定第 7号 令和3年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8号 令和3年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 3 議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 議員提案第2号 標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について
- 第 5 意見書案第6号 急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書
- 第 6 意見書案第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 第 7 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第 8 議員派遣について
- 追 加 議案第55号 令和4年度標茶町一般会計補正予算
議案第56号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第57号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第58号 令和4年度標茶町病院事業会計補正予算
(議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会報告)

○出席議員（11名）

1 番 渡 邊 定 之 君	3 番 長 尾 式 宮 君
4 番 松 下 哲 也 君	5 番 熊 谷 善 行 君
6 番 鈴 木 裕 美 君	8 番 深 見 迪 君
9 番 本 多 耕 平 君	1 0 番 黒 沼 俊 幸 君
1 1 番 鴻 池 智 子 君	1 2 番 後 藤 勲 君
1 3 番 菊 地 誠 道 君	

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 口 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	村 山 尚 君
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
やすらぎ園長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼 中 央 公 民 館 長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開議)

◎議案第55号ないし議案第58号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長(長野大介君)(登壇) 議案第55号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和4年度一般会計補正予算(第6号)であります。

道路、町有施設等整備などに資するため、歳入歳出それぞれ1億7,072万円を追加し、総額を124億2,836万円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、道路維持費4,866万4,000円、除雪対策費1,274万円、林道維持補修事業1,470万円、役場庁舎、教育委員会庁舎のLED化改修工事請負費2,500万円、チャレンジショップ支援事業補助金1,191万1,000円、非課税世帯生活支援助成金交付事業1,211万3,000円、新型コロナウイルス感染症必需物品ストック事業806万5,000円などを計上いたしました。

他会計への繰り出しにつきましては、病院事業会計へ275万円を追加いたしております。

歳入につきましては、それぞれの特定期間を見込み、地方交付税、町債の減額、前年度繰越金を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、債務負担行為で1件、地方債で3件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の1ページをお開きください。

令和4年度標茶町一般会計補正予算(第6号)

令和4年度標茶町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,072万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億2,836万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。

新規の設定でございます。事項は中核農業者応援資金（令和4年度）、補正後の期間、令和5年度～令和28年度、限度額、融資金2,290万円に対する利子補給（年0.1%）27万3,000円とするものです。

19ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項、中核農業者応援資金（令和4年度）、補正後の債務負担行為の限度額、融資金2,290万円に対する利子補給（年0.1%）27万3,000円、当該年度以降の支出予定額、期間は令和5年度～令和28年度、金額は27万3,000円、財源内訳ですが、一般財源27万3,000円とするものです。

合計では、債務負担行為の限度額5億6,533万円、前年度末までの支出（見込）額3億1,858万2,000円、当該年度以降の支出予定額2億4,674万8,000円、括弧内の6,221万9,000円は令和4年度の支出予定額であり、当初の予定額と変更はございません。財源内訳ですが、国道支出金1,948万5,000円、その他5,990万7,000円、一般財源1億6,735万6,000円とするものです。

5ページをお開きください。

第3表 地方債補正

1 過疎対策事業、虹別61線道路改良、補正前の限度額2億4,360万円に850万円を増額し、補正後の限度額を2億5,210万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

4 公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額9,000万円に2,250万円を増額し、補正後の限度額を1億1,250万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

7 臨時財政対策債、補正前の限度額1億1,110万円から5,399万7,000円を減額し、補正後の限度額を5,710万3,000円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

合計では、補正前の限度額12億8,260万円から2,299万7,000円を減額し、補正後の限度額を12億5,960万3,000円とするものです。

20ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額12億8,260万円から補正額2,299万7,000円を減額し、補正後の額12億5,960万3,000円とするものです。当該年度末現在高見込額、補正前の額137億8,600万5,000円から補正額2,299万7,000円を減額し、補正後の額137億6,300万8,000円とするものです。

以上で、議案第55号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第56号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）で、歳出につきましては、総務費の一般管理費で、令和4年4月より子育て世帯への経済的負担を軽減することを目的として、国民健康保険に加入している未就学児を対象として計算する国民健康保険税のうち、均等割額に対する軽減が開始されております。

この軽減につきまして、本町も会員となっております北海道自治体情報システム協議会において、Web-TAWN連携国保標準システムのシステム改修を行うことから、協議会への負担金としまして、9万円の増額をするものであります。

歳入につきましては、法に基づく軽減であることから、全額、国の財源措置がされており、保険給付費等交付金の特別調整交付金といたしまして、道の補助金として、歳出と同額の9万円を増額提案するものです。

なお、本案につきましては、8月26日書面開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づき説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

令和4年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,865万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第56号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第57号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、保険事業勘定において、地域支援事業費の予算の組み替え、令和3年度実績に基づく介護給付費負担金、介護給付費支払基金、地域支援事業交付金等の清算に伴う返還金及び基金積立金を計上させていただきます、歳入歳出とも2,785万6,000円を増額し、総額を8億8,005万円とするものでございます。

なお、財源につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰越金等により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算1ページをご覧ください。

令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,785万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,005万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第57号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第58号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、収益的収入支出それぞれ275万円を追加し、総額を13億5,272万2,000円にしたいというものであります。

また、資本的収入支出につきましては、収入に2,800万円追加し、総額を1億3,387万1,000円に、支出に2,800万円追加し、総額を2億450万4,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の内容を申し上げます。

支出で、公立病院経営強化プランの策定に伴う委託料としまして、275万円の追加補正を行うものであります。

収入につきましては、総務省の繰り出し基準に基づき、他会計補助金・負担金合わせて275万円を追加し収支を整えるものであります。

次に資本的収入及び支出補正の内容ですが、支出につきましては、建設改良費の病院建設費で、院内の照明器具をLED化する照明器具ランプLED化工事に2,800万円の追加補正を行うものであります。

収入につきましては、企業債を起こし、企業債2,800万円の追加を行うものであります。

以下、内容につきまして議案書に基づき説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

令和4年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、病院建設費、補正予定量2,800万円を追加し、8,144万9千円にするものとございます。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額275万円を追加し、13億5,272万2,000円に。

第2項、医業外収益、補正予定額275万円を追加し、6億3,214万円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額275万円を追加し、13億5,272万2,000円に。

第1項、医業費用、補正予定額275万円を追加し、13億3,143万2,000円にするものです。

次ページにまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「7,063万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,063万3,000円」を「7,063万3,000円は、減債積立金387万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,676万2,000円」に改め、資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、補正予定額2,800万円を追加し、1億3,387万1,000円に。

第2項、企業債、補正予定額2,800万円を追加し、2,800万円にするものです。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額2,800万円を追加し、2億450万4,000円に。

第1項、建設改良費、補正予定額2,800万円を追加し、9,879万3,000円にするものです。

予算第5条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）を第6条に以下順次繰下げ企業債を第5条とする。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおりと定める。

起債の目的、LED照明導入事業、限度額2,800万円、起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還

又は低利に借り換えることができる。

(他会計からの繰入金)

第6条 予算第7条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助、補正予定額125万円を追加し、2億7,161万2,000円に。

(2) 医療対策費負担、補正予定額150万円を追加し、5億2,346万9,000円に。

合計、補正予定額275万円を追加し、9億989万8,000円とするものです。

次ページにまいります。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 予算第9条に定めた重要な資産の取得及び処分に、次のとおり追加する。

1 取得する資産、種類は建物付属設備、名称は病院電気設備 (LED照明設備)、数量は1式です。

2 処分する資産、種類は建物付属設備、名称は病院電気設備 (照明設備)、数量は1式、処分の態様は廃棄とするものです。

次に補正予算説明書によりご説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に6ページをお開きください。

こちらはキャッシュ・フロー計算書の補正後です。令和3年度決算を踏まえた内容となっております。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、(1)の当年度純利益から(15)の利息の支払額までの合計は、補正前と比べ2,087万5,000円減少し、6,511万5,000円であります。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)の有形固定資産の取得による支出から(3)の他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と比べ2,545万5,000円減少し、マイナス8,983万5,000円であります。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)の建設改良企業債による収入から(4)の他会計からの償還金による収入までの合計は、補正前と比べ2,800万円増加し、2,816万円であります。

以上のことから4の資金増加額は、補正前と比べ1,833万円減少し、344万円となります。

5の資金期首残高は、補正前と比べ2,540万1,000円増加し、1億7,368万8,000円、これは令和3年度の決算金額に基づくものでございます。

したがいまして、6の資金期末残高は、補正前と比べ707万1,000円増加し、1億7,712万8,000円となります。

次のページをお開きください。

貸借対照表の補正後で決算を踏まえた内容となっております。

資産の部

1 固定資産、(1) 有形固定資産は、イの土地からへのリース資産までの合計は、補正前と

比較して1,436万1,000円増の15億7,124万6,000円。

(2) 無形固定資産、補正前と同じ38万8,000円。

固定資産合計は、補正前と比較して1,436万1,000円増の15億7,163万4,000円となります。

2 流動資産、(1) 現金・預金は、補正前と比較して707万1,000円増の1億7,712万8,000円。

(2) 未収金は、補正前と同じ6,000万円。

(3) 貯蔵品は、補正前と同じ795万円。

流動資産合計は、補正前と比較して707万1,000円増の2億4,507万8,000円。

資産合計は、補正前と比較して2,143万2,000円増の18億1,671万2,000円となります。

次のページにまいります。

負債の部

3 固定負債、(1) 企業債と(2) リース債務の合計で、補正前と比較して2,800万2,000円増の2億3,489万9,000円。

4 流動負債、(1) 企業債から(5) 預り金までの合計で、補正前と比較して1,000円減の2億2,737万8,000円。

5 繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、補正前と比較して60万8,000円減の1億646万円。

負債合計は、補正前と比較して2,739万3,000円増の6億2,273万7,000円となります。

資本の部

6 資本金、補正前と比較して596万1,000円減の11億9,066万8,000円。

7 剰余金、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計は、補正前と同じ330万7,000円。

資本合計は、補正前と比較して596万1,000円減の11億9,397万5,000円となります。

負債資本合計は、補正前と比較して2,143万2,000円増の18億1,671万2,000円となります。

次に4ページから5ページですが、こちらにつきましては補正予算実施計画で、ただいまの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては8月22日書面開催の第1回町立病院運営委員会において、承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第58号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました4案は、直ちに議長を除く10名で構成する「議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題4案は、議長を除く10名で構成する「議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時30分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除いた全員で構成する「令和3年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除いた全員で構成する「令和3年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託をし、閉会中継続審査とすることに決定をいたしました。

◎議案第59号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第59号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤口彦君）（登壇） 議案第59号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和4年10月31日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町常盤9丁目8番地、氏名は高橋春男、生年月日は昭和38年4月3日であります。高橋氏の経歴につきましては、議案説明資料により説明を省略させていただきますが、標茶農協の参事を務めており、識見の高い方であり、引き続き固定資産評価審査委員をお願いしたいと考えておりますので、ご審議をいただきご同意を賜りますようお願い申し上げます、議案第59号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
お諮りいたします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、直ちに採決いたします。
本案は、起立により採決いたします。
本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（菊地誠道君） 起立全員であります。
よって、議案第59号は原案同意されました。

◎議員提案第2号

- 議長（菊地誠道君） 日程第4。議員提案第2号を議題といたします。
本案について提案趣旨の説明を求めます。
本多君。

- 9番（本多耕平君）（登壇） 議員提案第2号、標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について、その提案趣旨並びに内容を説明いたします。

議会は、行財政改革の取り組みや地方分権が進展する状況下において、新しい時代にふさわしい議会の改革と活性化を目指さなければなりません。

地方分権の推進とともに、自治体の自主的な決定と自己責任の範囲が拡大する中、町民に選ばれた議員により構成される町議会が、町民の代表機関として、議会はその持てる機能を十分に発揮し、町民の負託に応え、より積極的・効果的な議会活動を行うことが求められています。

また、議員は多様化する社会において、多くの町民意思の反映と役割を果たすことが必要であり、現状の議員定数及び議員報酬が標茶町において適切であるかどうか、議会改革の一環として、標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置を提案するものです。

以下、内容について説明いたします。

議員提案第2号 標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について

本議会は、標茶町議会委員会条例第5条の規定により、議会議員定数等に関する事項調査のため「標茶町議会議員定数等調査特別委員会」を設置する。

1 設置の期間、本案議決の日から調査終了の日まで。

2 構成及び調査の方法、議長を除く全員をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とする。

以上で、標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

議題となりました議員提案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案については、質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第2号は原案可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第6号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第6号は原案否決されました。

◎意見書案第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において関係行政庁へ提出をいたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第7。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにいたしたいと思いをします。

なお、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり派遣することとし、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時45分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第55号ないし議案第58号

○議長（菊地誠道君） 議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定をいたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和4年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

(午前11時47分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 1 1 番 鴻 池 智 子

署名議員 1 番 渡 邊 定 之

署名議員 3 番 長 尾 式 宮